

研究助成論文の表彰に関する規程

(趣旨・目的)

第1条 生命保険文化センター(以下「文化センター」という)が助成する研究の質の向上を図ることを目的として実施する。

(種類)

第2条 次の賞を設ける。

(1) 最優秀論文賞

(2) 優秀論文賞

(3) 研究奨励賞

2 最優秀論文賞は、優秀論文賞の中でも特に優れていると認められる論文に授与する。

3 研究奨励賞は、最優秀賞、優秀賞に大学院生の論文がないが、大学院生のレベルとしては優れていると認められる論文がある場合に授与する。

(対象)

第3条 文化センターの研究助成者のうち、「研究助成制度の運営に関する規程」における「若手研究者」を対象とする。その成果論文で「生命保険論集」に前年度掲載された論文のうち「研究助成の成果論文の評価に関する規程」に基づき学術振興委員会が80点以上の総合判定評点とした論文を当年度表彰の審査対象とする。

(審査方法)

第4条 学術振興委員会において、表彰論文を選考し、文化センター代表理事に推薦する。

2 前項の推薦を踏まえ文化センター代表理事が表彰論文を決定する。

(諾否決定後の決裁処理)

第5条 諾否決定後の決裁は、文化センター職務権限規程 保険研究室職務権限表にしたがい、文化センター事務局長が決定し、文化センター代表理事が報告を受けるものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、年1回とし、賞状ならびに副賞を授与する。

(表彰数)

第7条 最優秀論文賞1編、優秀論文賞2編、研究奨励賞1編以内とする。ただし、最優秀論文賞、優秀論文賞のいずれも該当がない場合は、研究奨励賞の編数についてはこの限りではない。

2 審査の結果、該当がない場合もある。

(公表)

第8条 表彰論文は、文化センターホームページおよび「生命保険論集」にて公表する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別途文化センターの定めるところによる。

附則 この規程は、2020年12月1日から施行する。

平成21年 1月 1日制定

平成22年 2月 1日改定

平成23年 4月 1日改定

平成25年 7月 22日改定

平成30年 6月 1日改定

2020年12月1日改定